

議案第 2 2 号

大野市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

令和 5 年 3 月 2 7 日 提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、  
所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大野市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則（令和3年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(認定申請)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前の子どもの保護者は、法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(認定申請)</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前の子どもの保護者は、法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、教育委員会に申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。